



北九州市営住宅申込資格案内書

申込書だけで応募できます

★お知らせ★

- 定期募集は年6回実施します。
- 定期募集のうち、あき家入居者募集（親子近居募集は除く）・新婚入居者募集は、窓口受付に加え郵送・インターネット受付します。

★目次★

募集から入居まで	1 ページ
申込資格	2～8 ページ
失格事項	9 ページ
書類審査に必要なもの	10～13 ページ
多数回落選者優遇措置	14 ページ
所得の計算方法	15～20 ページ
所得控除額の計算方法	21 ページ
住宅使用料について	22～23 ページ
申込書記入例	24～27 ページ
駐車場について	28 ページ
提出書類の様式	（別表1～別表18）

市営住宅は入居資格が法令等により定められていますので、資格のない方は申し込みできません。

申込書を書く前にこの案内書を必ず読んでください。

北九州市住宅供給公社管理第二課
北九州市建築都市局住宅管理課

申し込みをするみなさまへ（必ずお読みください）

○市営住宅は市民共有の財産です

市営住宅は住宅にお困りの市民の方々に、その方の収入や市営住宅の内容にみあった住宅使用料（家賃）で入居いただくための住宅であり、市民全体の財産です。このため、市営住宅の利用には、多くの義務や制限があります。

市営住宅制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

①社会共同生活のルールを守る義務があります

犬・猫などのペットの飼育、騒音、不法駐車、団地敷地の耕作など他人に迷惑をかけるはいけません。

市営住宅での生活は、他の入居者の生活を妨害しないことが前提となります。迷惑行為で、市との信頼関係を損なうことになれば、契約違反として住宅の明け渡しを求める場合があります。

②共益費は住宅使用料（家賃）に含まれていません

団地内の外灯、階段灯、エレベーターなどの電気代や散水栓等の水道代など入居者のみなさんが共同で使用する費用は、共益費として住宅使用料（家賃）とは別に、入居者に負担していただきます。

③団地自治会には積極的に加入しましょう

団地自治会には積極的に加入いただくとともに、自治会のいろいろな「きまり」を守ってください。

④団地内の清掃・草刈りなどは、入居者のみなさんで協力して行いましょう

入居者のみなさんで団地を大切に、常に環境の美化に心がけてください。

⑤暴力団員は市営住宅に入居できません

市営住宅には暴力団員は入居できません。また同居もできません。

お申し込み・お問い合わせ先

門 司 区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 331-1881 内線 671・672
小倉北区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 582-3488 (直通)
小倉南区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 951-4111 内線 671・672
若 松 区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 761-5321 内線 671・672
八幡東区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 671-0801 内線 671・672
八幡西区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 642-1441 内線 671・672
戸 畑 区役所	市営住宅・市公社住宅相談コーナー	電話 871-1501 内線 671・672

お問い合わせ先

北九州市住宅供給公社管理第二課 電話 531-3030 (直通)



環境未来都市 北九州市

©teitan, City of Kitakyushu